

家の紋章 第貳卷

一八六

立澤湧



The image shows a traditional Japanese heraldic emblem, specifically the 'Bamboo and Quail' (竹雀) motif. It consists of a circular frame containing two birds facing each other, with their heads turned towards the center. The birds are depicted with detailed plumage and long tails. They are perched on a pine branch that extends from the center towards the bottom. The entire emblem is rendered in a black and white woodblock print style.



岡崎、穂波、堤、上杉、加々爪等の諸氏之を用ゐ、伊達家、鳥居家、可兒家等も亦之を用ゐて居る。但

山田氏之を用ゐ、又杉岡、疋田、彦坂、多門、細井の諸氏も亦之を用ひて居る。四鷦鷯草の紋は藤原氏四條家の紋章で、今の四條侯爵家は即ちそれである。此外西大路、油小路、櫛司、園池、八條の諸家も亦之を用ひて居る。

に雀の紋は宮崎氏の紋である。



紋の葉柏三

松の紋

松の紋は三階松の紋が重なるものであるが、
これは五條家の紋章である。此紋を用ゐる家には天野氏
(藤原朝臣)、三枝氏、松山氏等である。

柏葉の紋には二・柏葉 五柏葉 三柏葉
遠柏葉等の種類がある。二・柏葉は吉田家の紋章で、
此外中御門家、葛西家、沼邊家
中川家、峰須賀家等の者氏も亦

の紋は柏原 鈴坂 薩井 鈴鹿
の諸氏、達 柏葉の紋は加納氏の家紋である。

は信濃國諱記神社ひ市紋であるが
根葉の紋
そのかは もんすこふ おほ
其變り紋頗る多く、從つて之を紋章とする家も亦尠
なくない。此紋を家紋とする重なる家を舉けて見れ
ば、神、關屋、梅澤、皆野、四宮、保科、笠原、諭

し是等の諸家の紋はそれぐく幾分宛異り、殊に伊達家のは顔る其形狀を異にして居る。雪持篠の紋は藤波家の紋章で、冷泉、松平（能見）、小野等の諸氏も亦之を用ゐ、根篠の紋は淺井氏の紋章である。七葉根篠の紋は山名氏又は山名の支族志賀氏の紋章である。雪持根篠の紋は山田氏の紋章で、細井氏其他でも之を用ひて居る。九枚篠の紋は飯田氏の紋章で、松平（長次）、竹中、竹尾、三雪等の諸氏も之を用ひて居る。

四鳩酸草の紋其他がある。三鳩酸草の紋は冷泉家の
紋章で、其子孫たる藤谷、入江
兩氏、其他酒井、岡田、小澤、

紋の草履

森川、吉田、喜多村、多賀、永
田、村越、成瀬、中川、川井、
大・次・御・門・寄・の・諸・家・も・之・を・用・る・
しょけ
これ
とも

大内家得門等の諸家もこれを用ひ
剣鳩酸草の紋は酒井氏(雅樂助正親の流)の家紋で、

たのである。

柱の紋は三階松の紋が重なるものであるが、これは五條家の紋章である。此紋を用ゐる家には天野氏(藤原朝臣)、三枝氏、松山氏等である。

柏葉の紋には二柏葉、五柏葉、三柏葉、
遼柏葉等の種類がある。二柏葉は吉田家の紋章で、
此外中御門家、葛西家、沼邊家

中川家、蜂須賀家等の諸氏も亦此二柏葉の紋を家紋として居る
五柏葉の紋は久志本氏、三柏葉

の紋は萩原、錦城、藤井、鈴鹿
柏、高橋、村田、山内、牧野、篠田、瓦林、竹内等
の諸氏、違柏葉の紋は加納氏の家紋である。

梶葉の紋は信濃國諏訪神社の社紋であるが、其變り紋頗る多く、從つて之を紋章とする家も亦少くない。此紋を家紋とする重なる家を舉げて見れ

訪、千野、藤澤、有賀、一瀬、
上原、八木坂、安部、中澤、武
居、今井、梶、大木、宮崎、松
浦等の諸家で此外にも亦妙くな
い。



紋の葉桿

雁金の紋には一雁金、二雁金、三雁金等の種類があつて、之を家紋とする家には常陸から出た花房氏、丹波から出た赤井氏及び山口氏（共に清和源氏）近江から出た數原氏、越前から出た柴田氏（藤原も亦之を紋として居る。

朝臣姓（すきの姓）等の諸家である。

杉の紋（すぎのむん）は三本杉を家紋とする家には岩瀬氏がある。参河から出た家である。又安藝から出た戸川氏も亦之を紋として居る。

鷹羽の紋（たかのは）には違鷹羽一枚鷹羽、双鷹羽、割鷹羽車等の種類がある。違鷹羽の紋は阿部



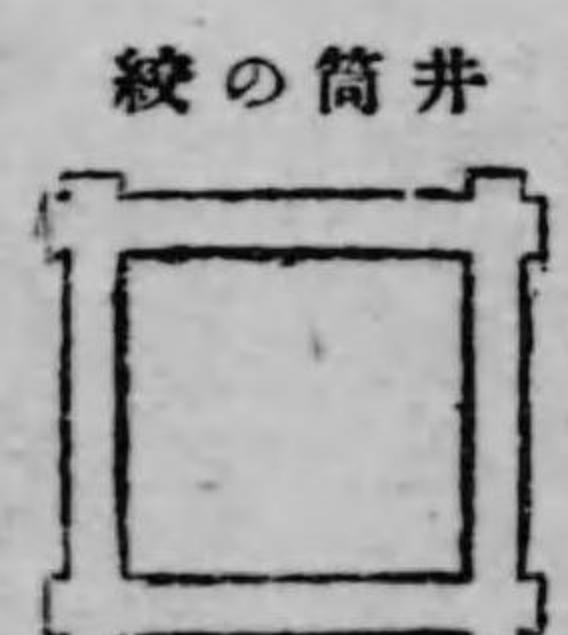
紋の金雁一

朝臣姓) 等の諸家である。
杉の紋 三本杉を家紋とする家には岩瀬氏がある。参河から出た家である。又安藝から出た戸川氏も亦之を紋として居る。
鷹羽の紋 には違鷹羽一枚鷹羽、双鷹羽、割
鷹羽、鷹羽車等の種類がある。違鷹羽の紋は阿部



紋の薦葉一

遊谷氏、石卷氏等がある。松井氏が此紋を用ふるに至つたのは徳川家康が三方原の戦に敗れた時、松井左近忠次が林の中での家康に己れの鎧を着更にさせ家康を助けたが、忠次が林の中から出る時胄の上に薦の紋を賜つたといふ事である。



絵の筒井



紋の藝術



紋の葉菖



紋の羽賀達

氏の家紋である。此外に之を家紋とする家には高木
浅野、高井、日向、座光寺、富田、近藤、門奈、太
田、菊池、西郷、小島、兵藤、山鹿、藤田、村田、伊芹、合志
迫、永里、岡本、石坂、桶木、北野、上妻、龍造寺、妻住、佐
野、永野、堀川、八代、片角、

の紋は眞田氏、安部氏、海野氏等の諸家で之を用ゐて居るが、連錢の紋は始め海野族の旗の紋であつたらしい。



輪達の紋、三輪達の紋等が其重なるものである。輪

達の紋は佐々木氏(近江源氏)・鹽治氏(佐々木の子孫)・巨勢氏(武盛の後裔)・玉蟲氏(平資盛の後)・曾雌氏(甲斐に出づ)・小林氏(下野に出づ)・山角氏(相模)等の諸家で之を用ひて居る。又三輪達の紋は金田氏(三河に出づ)、三輪達の紋は脇坂氏(近江に出づ)の家紋として居る。

瑞垣の紋

には矢筈、矢筈車、矢筈違、矢筈十

文字等の紋がある。矢筈の紋は鎌倉幕府時代に梶原景季が此紋を用ひた事があつて、梶原氏の紋章とな

は大岡氏の家紋である。



紋の架字十



あつて、之を家紋として居る家には池田氏、立花氏、内田氏、高橋氏、中川氏、岡田氏、伊庭氏等がある。

形に配置した様な形をして居る紋で、之を家紋にして居るのは春日氏、三宅氏等である。



輪達の紋、三輪達の紋等が其重なるものである。輪



紋の甲龜

然らざるものとある。耶蘇の十字架から出たものは久留子の紋と稱へて居る。此内にも種々の變り紋がある。



紋の車筈矢

つて居る。矢筈達の紋を家紋として居る家は上田氏で、三河に出でた清和源氏であるらしい。矢筈十文字は切竹十文字とも云つて御牧氏、上田氏、岡村氏、横地氏、三河の中島氏等である。

が、此紋にも種々の變り紋があり、一龜甲の紋、三龜甲の紋其の他がある。前記の諸家は一龜甲の紋を家紋として居るのは堀氏である。

一一二
第二卷終

正字の紋 は佛教から出たものと、十字架から出たものとあるが、佛教から出た紋を家紋として居る家には谷邊氏、森氏、小堀氏、藤氏、細田氏等の諸家で、十字架から出たものを家紋にして居る家には蜂須賀氏の子孫、堀氏の子孫、高木氏の子孫、山口氏の子孫、津軽氏の子孫、多田氏、木部氏、秋原氏、横山氏等の諸家の内に之を用ひて居るのがある。

向鷲の紋 は鷲尾家の紋章である。

白餅の紋 は後醍醐院の家紋である。

拔敷に二菱の紋 は梶川氏、池尻氏の家紋である。

輪蜂の紋 は俗に神の紋といつて居る。蜂を輪

家の紋章 第貳卷

大正七年三月十一日印刷
大正七年三月十九日發行

編輯兼發行者 日本國民協會

代表者

鈴木昭

不許

複製

代表者

荻原勝次郎

印刷者

博文館印刷所

東京市小石川區久堅町百八番地

發行所

日本國民協會出版部

東京市小石川區大塚仲町三十番地

振替口座東京七六九〇番

376
76

終

